

令和4年度吉富町多世代交流型複合施設（仮称）整備事業基本構想策定業務  
特記仕様書

1. 業務名

令和4年度吉富町多世代交流型複合施設（仮称）整備事業基本構想策定業務

2. 適用

本特記仕様書は、吉富町（以下、「発注者」という。）が発注する「令和4年度吉富町多世代交流型複合施設（仮称）整備事業基本構想策定業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下、「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

3. 業務内容

(1) 町民アンケート調査の実施

吉富町の全世帯（3,042世帯（令和4年10月1日現在））を対象に、吉富町多世代交流型複合施設（仮称）に関するアンケート調査を実施し、結果をまとめた報告書を作成する。

(2) 意見交換会の実施

町民又は関係団体を対象に、吉富町多世代交流型複合施設（仮称）に関する意見交換会（2回を予定）を実施し、結果をまとめた報告書を作成する。

(3) 施設見学の実施

必要に応じて、参考施設の見学を実施する。

(4) 基本構想の策定

上記(1)～(3)をふまえて、吉富町に相応しい多世代交流型複合施設（仮称）に関する基本構想を策定し、基本構想策定図書を作成する。

基本構想策定図書として、以下の図書を含む。

(ア) 施設概要書：構造規模、面積表、必要諸室及びその面積等を纏めたもの

(イ) 完成予想図：CGによる外観及び主要部分内観パース（外観2面、内観5面程度）

(ウ) 概算予算書：施設概要に基づく事業予算書

※ 本業務に係る費用はすべて受注者の負担とする。ただし、意見交換会及び施設見学に参加する受注者以外の者の旅費交通費は含まない。

4. 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日（金）まで。

5. 業務場所

吉富町広津地区（資料を参照）

6. 吉富町多世代交流型複合施設（仮称）に求めるもの  
 本業務が想定する吉富町多世代交流型複合施設（仮称）には、以下の(1)～(3)の機能及びスペースを含むものとする。
- (1) 図書館機能を核として多様な世代の町民が交流できるスペース
  - (2) 子育て世代の町民が便利に利用できる子育て支援センター機能
  - (3) 疾病やけがの予防及び健康増進をサポートする軽い運動ができるスペース、その他町民の福利厚生に寄与するスペース
7. 報告書及び基本構想策定図書の提出
- |                  |           |          |
|------------------|-----------|----------|
| (1) 町民アンケート調査報告書 | A4判3部     | 電子データ各1部 |
| (2) 意見交換会報告書     | A4判3部     | 電子データ各1部 |
| (3) 施設見学レポート     | A4判3部     | 電子データ各1部 |
| (4) 基本構想策定図書     | A4判印刷製本3部 | 電子データ各1部 |
- ※ 電子データの形式はCD-R又はDVD-Rとする。
8. 業務の進め方
- (1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
  - (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び提案書に則り効率的に業務を進めること。
  - (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。
  - (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議し、処理すること。
9. その他
- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
  - (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
  - (3) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
  - (4) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

10. 配布資料

- (1) 業務場所航空写真
- (2) 解体予定の既存施設等説明図
- (3) 計画敷地図